



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

財務大臣 麻生太郎様
財務省理財局総務課たばこ塩事業室長 森下 興様
たばこ事業等分科会 委員・会長 国立成育医療センター理事長 五十嵐隆様
臨時委員 帝京大学常勤客員教授 門脇 孝様

2018年8月15日

タバコパッケージの健康警告を画像による国際標準に改めて下さい。

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

これまで日本禁煙学会は2015年11月30日あるいは2016年1月15日などに、学会単独あるいは受動喫煙のない日本をめざす委員会（国内103団体）と一緒にパッケージの健康警告を世界標準に改訂して頂きたいとお願いを続けて参りました。

これを再再度お願いします。

タバコは大麻や覚醒剤よりも依存性が高く¹⁾、危険と知らずにこれに手を出してしまい、やめられずにタバコを吸い続け、あたら命を落とす人が多いのです¹⁾。これを救うにはパッケージの健康警告が、タバコ税を上げる事と合わせて、良策とされています。

1) Nutt D, et al. Development of a rational scale to assess the harm of drugs of potential misuse. Lancet 369:1047-53,2007.

記

- ① 画像による健康警告は、タバコ規制枠組条約(FCTC)にしたがい、世界で100か国以上が採用しており、我が国もこの世界標準を守るべきです。(図①)

画像による健康警告については、ガイドラインでは以下のように規定されています。

ガイドライン 14

条約第11条第1項(b)(v)ではタバコ製品の包装およびラベルにおける健康に関する警告とメッセージがイラストや写真を用いて表示されることが望ましいと規定している。研究では健康に関する警告か文章に加えて画像を含んでいる場合には文章だけの場合に比べてはるかに効果的であるとされている。

また、画像を含む警告は識字率の低い階層や、表示される言語を理解しない階層に対しても効果が期待できる。締約国はタバコ製品の包装・ラベルについての規制を行う際には、健康に関する警告が文化的に適切な画像を使用した多色刷りのものとすべきである。さらに画像入りの警告をタバコパッケージの複数の主たる表示面に掲載することも考慮すべきである。

ガイドライン 15

研究では、健康に関する警告が写真と文章両方で表示される場合、文章だけの場合に比べて以下のように効果的であるとされる。

- より注意をひく
- 喫煙者に対してより大きな影響力がある
- 影響力がより長く持続する
- タバコの使用による健康被害の危険性をより明確に伝達する
- タバコによる健康被害についての認識をより深くし、禁煙の動機をより強く引き起こす
- 禁煙することへの意思・行動力を高める
- 禁煙を試みる回数を増やす

ガイドライン 16

画像を用いた健康に関する警告・メッセージは、タバコの包装が持つブランドイメージや魅力を低下させるようである。

このように、わが国も賛成して成立したガイドライン 14 に於いて

タバコ製品の包装およびラベルにおける健康に関する警告とメッセージがイラストや写真を用いて表示されることが望ましいと規定しています。研究では健康に関する警告が文章に加えて画像を含んでいる場合には文章だけの場合に比べてはるかに効果的であるとされています。

また、「画像を含む警告は識字率の低い階層や、表示される言語を理解しない階層に対しても効果が期待できる。締約国はタバコ製品の包装・ラベルについての規制を行う際には、健康に関する警告が文化的に適切な画像を使用した多色刷りのものとすべきである。」

このように、イラストや写真を用いて健康警告を表示する事が望ましく、これはまた、文章だけの場合に比べてはるかに効果的であるとしています。

また、識字率の低い階層や、表示される言語を理解しない階層に対しても効果が期待できるとしていますが、これは、未成年がタバコをいたずらに吸い始める時に、抑制効果となると期待できます。



図①

② 面積を今の30%未満ではなく、50%以上にしていきたいこと。

わが国が批准し、条約を履行しなければならないにもかかわらず、健康警告をする表示面が全体の30%を下回っております。

何をもって表示の%とするかは、わが国も賛成したFCTC第11条のガイドラインによって詳細に決められています。

ガイドライン12

本条約第11条第1項(b)(iv)で規定されるタバコ製品の包装における健康被害に関する警告およびメッセージは主要面の50%以上の面積を確保することか望ましく、30%を下回ってはならない。健康被害に関する警告およびメッセージの有効性が表示の大きさにしたがって高まるというエビデンスが研究によって示されており、締約国はタバコ製品包装の主要面において、健康に関する警告が主要面の50%以上の可能な限り広い面積を占めるよう規定することを考慮すべきである。さらに健康に関する警告の表示は太字で識別性の高い色彩で記載され、可視性の高いフォントサイズで見やすく読みやすいデザインと色を用いるべきである。

ガイドライン13

健康に関する警告が全体の表示面に占める割合を算定する際、健康に関する警告を囲む

枠線が必要であれば、批准国は枠組みに使用される面積が健康に関する警告そのものの面積から除外することを考慮する。つまり、枠組みに使用される面積は健康に関する警告が占める割合全体に付け加えられるものであって、警告そのものの面積にはふくまれない。

これから考えるに、わが国の健康警告表示面積は、国際条約である FCTC の求めるものに至っておらず、条約違反であると考えるのが相当です。

③ プレーンパッケージについても、10 数カ国がすでに決定しており、我が国もこれにならうべきと考えます。(図②)

ガイドライン 46 にプレーン・パッケージについて、以下のように書かれています。

ガイドライン 46

締約国は標準的な色とデザインによって表示される銘柄・製品名のほかには、ロゴ・色・ブランドイメージ・販促的な情報を包装に使用することを制限あるいは禁止し、簡略な包装(plain packaging)を促す手段を受け入れることを考慮する。これにより、健康に関する警告の可視性および効果を高めることができる。健康に関する警告から注意をそらし、特定の製品が他より安全であると暗示するような商業的なデザイン技術による包装を防ぐためである。」

プレーン・パッケージは義務ではありませんが、推奨されています。プレーン・パッケージにより、健康に関する警告から注意をそらし、特定の製品が他より安全であると暗示するような商業的なデザイン技術による包装を防ぐ事ができます。たとえば、1 本のタバコを細くして、タバコを吸えば体重が減るといった誤った情報をふりまくことを規制することができます。

さらに、タイ、韓国、ロシア、イギリス、オーストラリアなどの多くの国では販売店などでタバコを陳列し、展示・販売する広告の仕方を禁止しており、この目的でタバコパッケージ自体が宣伝広告になることをプレーン・パッケージが予防しています。

以上

